

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information — **その2**

町民生活課からのお知らせ

国民年金保険料免除の手続き

【保険料免除制度】

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人と配偶者、世帯主の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額または一部が免除されます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、その方の前年所得を0円として審査をする特例もあります。

○全額免除となる所得の目安

{(扶養親族の数+1) × 35万円} + 32万円

【若年者納付猶予制度】

本人が50歳未満であるときに限り、世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額が猶予されます。

○全額猶予となる所得の目安

全額免除の所得基準と同じ

【令和5年度免除期間】

期間は令和5年7月から令和6年6月までとなります。また、申請日より過去2年1カ月前まで遡って申請が可能です。

例) 令和5年7月に申請する場合の免除可能期間

将来期間：令和5年7月～令和6年6月

過去期間：令和3年6月～令和5年6月

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ社会係

☎ 0146・47・2112

教育委員会管理課からのお知らせ

夏季休業中の学校閉庁日

町内の小中学校の夏季休業期間中に学校閉庁日を設けます。これは、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図ることを目的とした取り組みです。閉庁期間中、各学校は職員が不在となりますので、緊急時は教育委員会管理課にご連絡をお願いします。

○学校閉庁期間

8月10日(木)・14日(月)・15日(火)の3日間

●問い合わせ先

教育委員会管理課 ☎ 0146・47・2547

子育て支援センター事業のお知らせ

・内容

- ①『海までおさんぽ』
- ②『ハーバリウム作り』

・開催日時

- ①7月27日(木) 10時～11時30分
- ②8月3日(木) 10時～11時30分

・申込期間

- ①7月25日(火)まで
- ②8月1日(火)まで

・定員

- ①5～6組(0歳～就学前)
- ②5組(0歳～就学前)

●問い合わせ先

子育て支援センター ☎ 0146・47・4525

ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆工藤 芳範 (オムツ類6袋)

☆早川 憲吾 (レタス4玉、白菜70玉)

☆的場 志津子 (古布2袋)

☆藤原 まさ子 (カット布1箱)

☆ボランティアグループちよぼら(カット布6袋)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

☆中村 忠行 (50,000円)

☆橋本 正美 (100,000円)

☆柳澤 悦子 (50,000円)

☆武藤 新之助 (30,000円)

☆白濱 節子 (100,000円)

●福祉事業に役立ててと

☆匿名 (2,000円)

☆日高地区郵便局長夫人会日高中部会 (5,000円)

☆中地 広大 (古布2袋)

☆匿名 (古布2袋)

☆匿名 (古布6袋)

保健福祉課からのお知らせ②

障がいのある方への手当

障がいをお持ちの方およびその家族の方には、障がいの状況に応じて手当が支給される場合があります。

次の手当概要に該当する時は、問い合わせ先にご連絡ください。

【特別障害者手当】

精神や身体に重度の障がいをもつ20歳以上の方で、その障がいが極めて重度のため、日常生活上、常時、特別の介護を要する方に支給される手当です。

○支給額

月額 27,980円(令和5年度)

○支給制限

施設に入所する場合で、本人・扶養義務者等の所得が一定の基準を超える場合、また、3カ月を超えて病院に入院、介護老人保健施設等に入所した場合は支給されません。

●問い合わせ先

保健福祉課保健福祉グループ福祉係

☎ 0146・47・2113

【障害児福祉手当】

精神や身体に重度の障がいをもつ20歳未満の方で、その障がいが極めて重度のため、日常生活上、常時、特別の介護を要する方(障がい1・2級の一部、知能指数が概ね20以下の重度の知的障がい児など)に支給される手当です。

○支給額

月額 15,220円(令和5年度)

○支給制限

施設に入所する場合で、本人・扶養義務者などの所得が一定の基準を超える場合、また、障がいを理由とする公的年金を受けている場合は支給されません。

●問い合わせ先

保健福祉課保健福祉グループ福祉係

☎ 0146・47・2113

【特別児童扶養手当】

精神または身体に重度の障がいをもつため日常生活において常時介護を要する20歳未満の障がい児童(身障1～3級および知的障がい中程度以上、またはこれに準ずる児童)を養育する保護者に対して支給される手当です。

○支給額

1級該当 月額 53,700円(令和5年度)

2級該当 月額 35,760円(令和5年度)

○支給制限

障害児福祉手当と同じ制限があります。

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ社会係

☎ 0146・47・2112

福祉医療受給者証の更新手続き

現在お持ちの福祉医療受給者証(重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療・子ども医療)は7月中に更新手続きが必要となり、令和5年8月以降は使用できませんので、対象者に郵送される更新手続きの案内により手続きをお願いします。

また、身体障害者手帳をお持ちで障害等級が1級、2級および3級の一部(診断名による)の方は重度心身障害者医療制度の対象となり、病院で保険証と一緒に受給者証を提示することで医療費の助成が受けられます。

なお、重度心身障害者医療制度の利用については、65歳以上の方は後期高齢者医療制度への加入が必要となり、その際に保険料や負担割合が変わることがあります。

詳細や不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●問い合わせ先

保健福祉課保健福祉グループ医療給付係

☎ 0146・47・2113



健康カレンダー

月	日	時間	事業名
7月	18日(火)	10:00~11:30	母親学級「キレイ☆ママ/パパる〜む」～育児編～
	22日(土)	9:30~13:30	おやこの楽しい料理教室
	25日(火)	受付10:00~	4・7・12ヶ月児健康診査
受付13:00~		1歳6ヶ月・3歳児健康診査	
8月	6日(日)	13:00~15:30	母親学級「キレイ☆ママ/パパる〜む」～出産編～
	16日(水)	18:00~20:00	からだリセット講座
	18日(月)	13:00~16:30	フッ素塗布

事業場所：保健センター

お問い合わせ先：保健福祉課 ☎ 0146・47・2113

事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書などでお知らせします。